

就労支援トータルサービスのご案内

「所得補償制度」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

メンタル ご相談	<p>メンタル相談サポート 会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます（予約制：平日10時～17時）。 （注）治療に関するご相談はお受けできません。</p> <p>メンタルITサポート Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。 （注1）治療に関するご相談はお受けできません。 （注2）メールでのご回答は、通常3～4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。</p>
健康・医療・ 介護 ご相談	<p>健康・医療・介護のご相談 健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。</p> <p>セルフ健康診断サポート 最寄りの人間ドック施設や自宅で簡単にできる在宅検診等をご紹介します。電話またはWeb（健康・介護チャンネル）でご利用いただけます。（注）各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。</p> <p>病院情報のご提供 全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。 （注）このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。</p>
各種手続き ご相談	<p>税務・フィナンシャルサポート 医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。 （注）一般的な質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。</p> <p>公的給付申請サポート 障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。</p> <p>福祉情報のご提供 お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。</p>

- ※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
- ※保険金請求にかかわる事故等のご相談の対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社にご提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

事故が発生した場合はあんしん24受付センターまでご連絡ください
0120-985-024（無料）※受付時間 [24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

ご加入にあたってのご注意

- ・このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意いたしますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ・ご加入の際は、加入申込票の各項目（生年月日・年齢・性別・他の保険契約等の有無など）について正しく記入してください。
- ・事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険は千葉県庁生活協同組合を被保険者として、千葉県庁生活協同組合の組合員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- ・団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（千葉県庁生活協同組合）に交付されます。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・親介護一時金をお支払いした場合は、ご継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
- ・この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

（引受保険会社）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
千葉支店 千葉第二支社 （幹事：分担割合95%）
〒260-0032
千葉県千葉市中央区登戸1-2-1-8
TEL 043-245-1261 担当者 谷口

●ご相談・お問合わせ先
（取扱代理店）
千葉県庁生活協同組合 保険事業課
〒260-0855
千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎9階
TEL 043-227-8100

日本生命保険相互会社 （非幹事：分担割合5%）

（2018年4月承認）A18-100305

千葉県庁生活協同組合の皆さまへ

2018年10月1日
リニューアル新規導入！

最長65才まで、所得を補償する保険です。

団体長期障害所得補償保険（GLTD）

所得補償制度のご案内

団体割引 **20%** 適用



ケガや病気で仕事ができない間、最長65才まで補償を継続して受けることができます。



ケガや病気による長期療養時の所得を補償します。また、うつ病等の精神障害もカバーします。



特約のセットにより、親に介護が必要となった場合（要介護2以上の認定を受けた場合など）に一時金をお支払いします。

所得補償制度は、ケガや病気によって長期間仕事ができなくなったときの所得を補償する保険です。ご加入いただくと、仕事ができない間最長で65才まで所得補償を継続して受けることができます。このパンフレットをご確認いただき、是非この機会にご自身とご家族にとって必要なプランにご加入ください。

■ 申込締切日

2018年 6月15日（金）

◆お申込方法
加入申込票に必要事項を記入、署名いただいたうえ、6月15日（金）までに**千葉県庁生活協同組合 保険事業課**までご提出ください。

◆加入申込票提出先 : 千葉県庁生活協同組合 保険事業課

◆保険期間（ご契約期間） : 2018年10月1日午後4時より2019年10月1日午後4時まで

◆保険料払込方法 : 2018年10月より給与控除いたします。（月払）

加入資格	2018年10月1日において満15才以上満64才以下の健康保険等の対象となる組合員の方が加入できます。これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない方は加入できません。
------	--

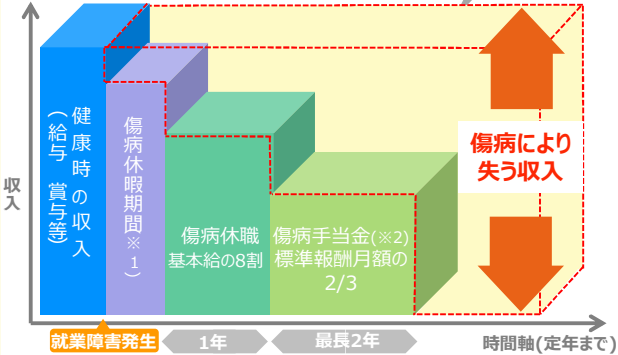
もし 病气やケガで仕事ができなくなったら...
今の生活をつづけられますか?

所得補償制度に加入すると...
こう変わります!

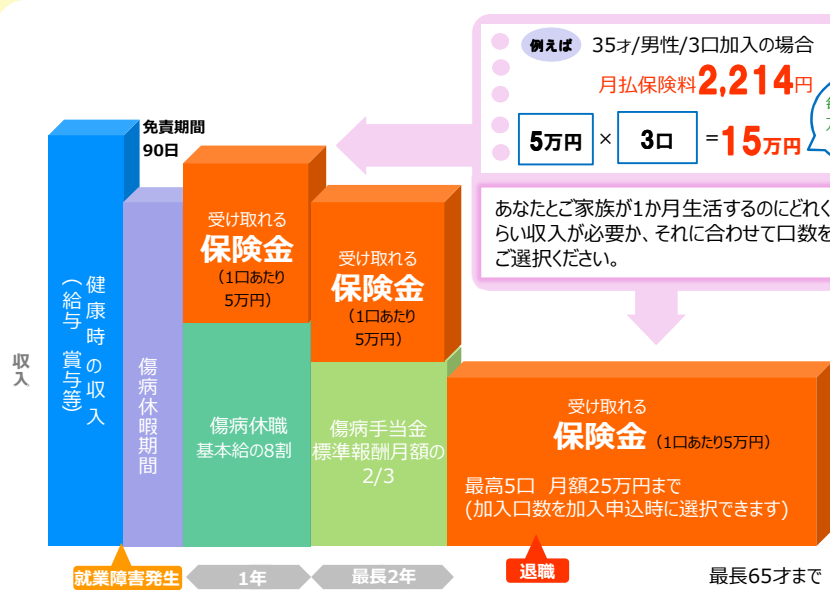
病气やケガによる休職が長期化し、90日を
超えても職場に復帰できない場合に、
ご加入の口数に応じた保険金を、最長65才
まで受け取れます。

病气やケガで休職する場合、有給休暇期間や傷病手当
金支給期間は、ある程度の収入が補償されます。
しかし、療養が長引いて長期にわたり働けなくなったら
どうなるでしょう。不幸にして退職せざるを得ず、収入が
途絶えてしまうこともあります。
また、所定の重度障害に該当した場合の障害年金などの
社会保障給付は、生活水準を維持するためには決して
十分な金額とはいえません。

- ☑ 毎日の生活費の備えは
大丈夫ですか?
- ☑ いざというときの貯蓄は
ありますか?
- ☑ 購入したマイホームの
ローンは返済できますか?
- ☑ お子様の授業料や進学
費用等の教育費は大丈夫
ですか?



※1 傷病休暇期間は自治体、傷病により異なります。
※2 傷病手当金の支給開始日はご加入の標準報酬月額等により異なります。受給期間は最長2年間です。



- 「精神障害補償特約」「天災危険補償特約」「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットしています。
- 精神障害による就業障害の場合、てん補期間は最長24か月が限度となります。
- 60才以上65才未満の方のてん補期間は、65才に達した日まで、または3年間のいずれか長い期間です。

所得補償制度の特長

- Point 1 国内外・業務中・業務外を問わず補償**
病气・ケガのどちらが原因でも、業務上・業務外、国内・国外問わず補償します。
- Point 2 最長65才まで補償**
病気が回復し職場に復帰できるようになるまでの期間、最長で65才まで所得補償を行います。
※60才以上65才未満の方のてん補期間は、65才に達した日まで、または3年間のいずれか長い期間です。
- Point 3 退職後、復職後も補償は継続**
傷病が原因で会社を退職したとしても、お支払い条件を満たす限り補償は継続します。また、仕事に復帰できたとしても、障害が残っていて収入が以前と比べ20%超下がっている場合は補償は継続し、所得の減少割合に応じて保険金をお支払します。
- Point 4 精神障害も補償の対象**
精神障害による就業障害の場合には、てん補期間は24か月が限度となります。
- Point 5 保険金は非課税**
保険金は非課税ですので、所得税および住民税の対象となりません。払込みいただいた保険料のうち、所定の金額については、生命保険料控除の対象となります。

オプション

所得補償制度にご加入いただくと、
オプションで「親介護一時金支払特約」をセットできます!



「親の介護」について考えたことはありますか? もし親の介護が必要になってしまったら...

■ 要支援・要介護認定者数
認定者数は年々増加しています。

●2000年度：約256万人
●2014年度：約606万人
約2.4倍!

<出典：厚生労働省「平成26年度 介護保険事業状況報告（全国計）」より>

■ 介護の初期段階でかかる自己負担額

介護初期段階にかかる
自己負担額は
平均 80万円

<出典：生命保険文化センター「平成27年度「生命保険」に関する全国実態調査」より>

- 【初期段階で必要となる費用例】
- ・住宅改修費※
 - ・福祉用具の購入費※
 - ・介護者の交通費、宿泊費（遠方の場合） など
- ※公的介護保険制度により自己負担額は1割または2割
*上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。

(注) 公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

「介護」は決して他人ごとではありません。親の介護を補償する「親介護一時金支払特約」へのご加入がおすすめです。

親介護一時金支払特約

「オプション補償」(要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)をセット)

親が要介護2※以上になり、その状態が要介護状態開始日からその日を含めて30日(フランチイズ期間)を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払します!!

※ 公的介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けた状態(公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態)をいいます。

「特約被保険者」について

所得補償部分の被保険者またはその配偶者の親(実父母・義父母)のうち、加入申込票にこの特約の被保険者として指定された方をいいます。

「健康に関する告知」について

所得補償部分の被保険者が親介護一時金支払特約の特約被保険者(親)を代理して告知を行います。所得補償部分の被保険者が特約被保険者(親)に健康状態を確認し、その内容を告知しますので別居の場合でも簡便に手続きが可能です。

月々の保険料

団体割引20%適用!

●団体割引20%(被保険者数1,000名以上5,000名未満)でご加入いただいた場合の保険料です。なお、募集後のご加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)により変更となる場合があります。

所得補償

加入対象者：2018年10月1日時点で満64才以下の組合員
※最高5口まで加入できます。「加入口数×5万円×12」が年収の50%以内になるように加入口数を設定してください。

月払保険料表 <1口=保険金月額5万円>

基本セット名	N		Y
	男性	女性	
15~24才	440円	336円	
25~29才	466円	472円	
30~34才	566円	632円	
35~39才	738円	914円	
40~44才	1,047円	1,249円	
45~49才	1,486円	1,757円	
50~54才	1,970円	2,221円	
55~59才	2,344円	2,386円	
60~64才	2,223円	2,035円	

※年齢は、2018年10月1日時点の満年齢です。

※精神障害補償特約、天災危険補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)をセットしています。

親介護一時金支払特約

「オプション補償」

特約被保険者：2018年10月1日時点で満69才以下の所得補償部分のご本人またはその配偶者の親

■ 月払保険料表 (プランは2つからお選びください。)

オプションセット名	親介護一時金額	
	A	B
親介護一時金額 (免責期間(フランチイズ期間):30日)	100万円	300万円
2	45~49才	20円 / 50円
0	50~54才	30円 / 100円
1	55~59才	80円 / 240円
8	60~64才	180円 / 550円
10	65~69才	430円 / 1,300円
月の	70~74才	980円 / 2,950円
1	75~79才	2,190円 / 6,560円
満	80~84才	5,540円 / 16,630円
日	85~89才	11,420円 / 34,260円
年		
令		

●プランA,Bは、親介護の特約被保険者となる方(被保険者ご本人の実父母・義父母)の2018年10月1日時点の満年齢での保険料となります。保険料表にない年齢の方々の保険料につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
●上記は、特約被保険者お一人あたりの保険料です。
●親介護一時金支払特約について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。
●お選びいただいたプランの保険金額が特約被保険者全員に共通して適用されます。
※「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)」をセットしています。